

2021年度 第24回日本知的障害者選手権水競技大会開催における 新型コロナウイルス感染症対策指針

1. 基本方針

◆ 事前通知の徹底

参加者(選手・競技役員・運営設営業者・メディア・来場者等)に対し、決定通知や依頼連絡等を通じて感染予防対策について事前に周知するとともに、『『体調チェックシート』』に当日までの体調を記入(検温・咽頭炎の有無等)することを依頼する。また、対策・対応の内容について、大会当日に事務連絡や会場内へ掲示するなどして周知を徹底する。

◆ 感染予防のための基本的な対策

感染予防の対策として以下の①～③を実施する。

- ①咳エチケット、マスク着用の徹底
- ②こまめな手洗い・アルコール等による手指消毒の徹底
- ③検温・体調管理

※徹底して実施するとともに、必要な備品等は事前に揃えておく。

◆ クラスター発生防止のための対策

クラスター発生防止策として以下の①～③を実施する。

- ①会場の換気
- ②ソーシャルディスタンスの確保
- ③近距離での会話や発声の抑制

※環境の設定や事前通知を徹底する。

◆ 感染が疑われる症状が出た場合を想定した対策(準備事項)

- ①自治体と予め相談しておき、医療機関等への搬送など対応について決めておく。
- ②個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者より得た情報(参加申込書、『体調チェックシート』等)について、終了後一カ月間保存する。

◆ 感染が疑われる症状が出た場合の対応

- ①開催期間中に参加者より、感染が疑われる症状の報告があった場合は、速やかに運営事務局は当該者の参加を中止し、管轄保健所または、開催地市町村担当部署へ連絡し対応する。
- ②大会終了後、14日以内に感染発症の報告を受けた場合は、関係者へ速やかに報告し、情報共有する。

2. 大会への参加基準

◆選手(介助者含む)、スタッフ等(競技役員、運営スタッフ)は、下記の基準に1つでも該当する場合は大会への参加を認めない。

- ①参加日に『体調チェックシート』(別紙)を提出できない場合。
- ②上記の『体調チェックシート』において、新型コロナウイルス感染症の疑い症状がみられる場合。
- ③参加日前日時点で、新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者として、行政から自宅待機を要請され、健康調査が行われている者
- ④会場入口にて実施する検温の結果、37.5度以上又は平素の体温よりも高いと認められる場合
- ⑤その他、大会への参加が不相当であると大会事務局が判断した場合

3. 大会関係者が留意すべきこと

- ・「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を避けた行動を徹底すること。
- ・こまめな手洗いや手指消毒を行い、手を清潔に保つこと。
- ・マスクを着用し、咳やくしゃみをする際は、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにすること。
- ・『体調チェックシート』を活用した体調管理及び検温を徹底すること。
- ・『体調チェックシート』については、参加日に受付に提出すること。
 - ※提出するチェックシートはコピーまたは写真を撮り自身でも管理すること。
- ・大会終了後、2週間以内に疑い症状がみられた場合には、医療機関(かかりつけ医等)へ相談・受診を行い、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、速やかに大会事務局に報告すること。
(日本知的障害者水泳連盟 FAX:03-6229-5420)
- ・新型コロナウイルス感染確認アプリ(COCOA)や自治体指定のアプリ等を事前にインストールしておくこと。
- ・参加日の2週間前から感染拡大地域への不要不急の移動は避けること。
- ・参加日前後において、複数名での会食等は控えること。
- ・ホテルに宿泊する際は出来るだけ個室利用し、食事の形式は、個食など感染リスクが比較的低いとされるものを選択するよう心がけること。
- ・大会開催期間中に関しては大会運営事務局が指定する宿泊施設に宿泊すること。
- ・会場まで移動は、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保等の感染対策を徹底すること。
- ・競技役員は、個人防護具(マスク、フェイスシールド、使い捨てゴム手袋、ゴーグルや眼鏡(サングラス)等)を着用すること。
- ・競技役員は、使い捨てゴム手袋を使用する場合は、用途毎に交換又は消毒用アルコールにて消毒を行うこと。
- ・用器具の共用はできるだけ避けること。やむを得ず使用した場合は用器具や手指の消毒を行うこと。
- ・競技道具は、使用后都度消毒を行うこと。

4. 感染疑い者が発生した場合の対応

◆感染疑い者が発生した場合

- ①当日の検温において37.5度以上又は平素の体温よりも高いと認められた場合や、疑い症状をはじめとする体調不良(明らかに該当しない外傷等を除く)を申し出る者がいた場合は、速やかに別室(隔離用)へ誘導する。
- ②再度、検温を行い37.5度以上又は平素の体温よりも高いと認められた場合や、疑い症状をはじめとする体調不良がある場合は不参加を対象者へ告知し、ご帰宅してもらう。
- ③対象者の退出後、大会事務局は隔離用施設の消毒を行う。

◆大会終了後2週間以内に感染の報告を受けた場合

- ①大会事務局は、大会終了後2週間以内に、医療機関又は大会関係者から新型コロナウイルス感染症の感染の報告を受けた場合、管轄保健所及び横浜市担当部署に情報提供を行い、感染者が発生した旨の情報発信を行う必要性についても協議する。
- ②①の協議結果を踏まえ、感染の事実を不特定多数の人に知られる必要があると大会事務局が判断した場合、大会ホームページやプレス発表等による周知を行う。また、選手及びスタッフ等に対しては、予め制作したメーリングリストや参加者リストを用いて、メールによる情報提供を行う。

5. 具体的な対策

◆共通事項

- ・手指消毒ができるように消毒用アルコール等を設置する。
- ・解放できるドアは開放する。必要に応じて換気・循環の為、扇風機等を利用する。
- ・適宜ドアノブ、椅子、机などを消毒用アルコール等で除菌する。
- ・会場入場時は必ずマスクを着用する。(選手は試合時以外着用)※競技運営上困難な場合は除く。
- ・会場内(一部を除く)にはごみ箱は設置しない為、持ち帰りをお願いします。

◆事前準備

- ①全関係者に対し、事前に所定の『体調チェックシート』(別紙)を準備し感染リスクの把握に努め、当日の参加可否の参考とする。全ての関係者は、『体調チェックシート』を日々記入し、当日受付に提出する。
- ②準備物
 - ・手指消毒用アルコール
 - ・使い捨てゴム手袋
 - ・使い捨て不織布マスクやフェイスシールドなど
 - ・ボールペン(十分な数・アルコール清拭可能なもの)
 - ・体温計(非接触型)
 - ・使い捨てガウン

◆会場の設営について

- ・施設の定めるガイドライン等に準じて設営ならびに準備を進める。
- ・他者との間隔を開けた座席位置とする。
- ・消毒用アルコールを各箇所(会場入口、受付、トイレなど)に設置する。
- ・洗面所使用時には、温風乾燥機は使用禁止とする。
- ・ドアノブ、手すり、机などをこまめに消毒する。
- ・不特定多数が利用するテーブル・椅子などの接触箇所は定期的に消毒、及び共有備品等をこまめに消毒する。
- ・観客席の定員は会場収容数に対して一定数に制限する(開催地自治体の指針に従う)

◆受付時について

- ・混雑を避けるため、受付時間の拡大と受付箇所の拡大に努める(距離を保てるよう目印の設置等)
- ・非接触型体温計にて、入場者の体温を確認する。
- ・飛沫感染を防ぐため、受付担当者はフェイスシールド、アクリルボード等を設置する。
- ・手指消毒ができるように消毒用アルコール等を設置する。※不足が生じないように定期的に確認する。
- ・会場内に入る際に必ず、検温の実施と手指の消毒、『体調チェックシート』の確認を行う。
- ・入口にて新型コロナウイルス感染症対策に関する注意事項を掲示する。
- ・『体調チェックシート』へ記入及び提出

◆報道対応について

- ・取材日の14日前からの『体調チェックシート』への記入及び提出
 - ・ビブスを着用。
 - ・各社取材人数を最低限として、取材エリアの指定を行う。
 - ・記者会見(囲み取材)の際は、選手との距離をとる。
 - ・必要に応じて透明アクリルパーテーションなどを利用。
 - ・記者会見(囲み取材)は着席形式で行い、音響設備を利用する。
- ※適宜マイクは消毒または、使い捨てマイクカバーなどを使用。

◆各控室の利用について

- ・手指消毒ができるように消毒用アルコール等を設置する。
- ・解放できるドアは開放する。必要に応じて換気・循環の為、扇風機等を利用する。
- ・適宜ドアノブ、椅子、机などを消毒用アルコール等で除菌する。

◆競技会場内

- ・手指消毒ができるように消毒用アルコール等を設置する。
- ・解放できるドアは開放する。必要に応じて換気・循環の為、扇風機等を利用する。
- ・適宜ドアノブ、椅子、机などを消毒用アルコール等で除菌する。
- ・レースが終わるごとに選手席、スタート台の消毒を行う。
- ・レース時に選手は、脱いだ衣類等すべてをビニール袋に入れ、かごに入れること。
- ・試合間(休憩時)には適宜、競技道具、ベンチなど備品を消毒用アルコール等で除菌する。

◆トイレ

- ・手指消毒ができるように消毒用アルコール等を設置する。
- ・手洗い用液体せっけんを設置する。
- ・トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めてから流すように促すサイン等を掲示する
- ・トイレ使用後の手洗いの徹底を促すサイン等を掲示する
- ・ハンドドライヤーは、使用を禁止とする。
- ・解放できるドアは開放する。必要に応じて換気・循環の為、扇風機等を利用する。
- ・適宜ドアノブ、椅子、机などを消毒用アルコール等で除菌する。

◆飲食に関する場合

- ・観客席での飲食は禁止。
- ・食事は、原則、屋外でとること。